

氏名(本籍)	藤谷浩悦(秋田県)
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	博乙第2606号
学位授与年月日	平成24年7月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	1904 - 1911年湖南省政治史研究 - 「公議」と末劫論を中心に -
主査	筑波大学教授 丸山宏
副査	筑波大学教授 楠木賢道
副査	筑波大学准教授 山本真
副査	筑波大学教授 井川義次

論文の内容の要旨

本論文は、1904年から1911年までの湖南省の政治史を対象とし、列国の湖南省参入や清朝政府の中央集権的な光緒新政の実施により、地域社会の規範が大きく動揺する中において、民衆の要求を反映させながら郷紳が提示した「公議」(輿論)、および会党勢力が流布させた末劫論(終末論)という二種類の政治的言論の意味を考察することを目標とする。従来の辛亥革命史研究には、革命の勃発自体を帰着点とする論、民衆による階級闘争として見る論、開明的郷紳の貢献を重視する論、近代的制度の発展を基軸とする論等があり、いずれも特定の達成をかかげて比較的単線的な論述となっている傾向があるが、本論文は異なった立場を採るとする。すなわち、地域社会の規範とその動揺を背景に起った「公議」および末劫論を取りあげることで、二〇世紀初頭の湖南省の政治史を多面的に解明しようとする。

本論文は、従来用いられてきた史料の他に、光緒新政期の調査報告書や議事録、日本、イギリスの外交文書等を含む同時代的な記録を活用し、また民間伝承の資料、掲帖や謠言、預言書の類を重視する。本論文は、序論と結論の他、三部、九章から構成される。序論においては、問題意識、研究動向、基本的用語、史料、論文構成を示す。

第一部「二〇世紀初頭の湖南省」は、郷紳と学生、会党に焦点を当て、清末湖南省の社会的変化を導入的に検討する。

第一章「列国の湖南省進出と郷紳の対応 - 利権獲得競争を中心に -」は、1904年の長沙開港を一つの契機に、湖南省に対する列国の経済的進出が加速したことに着目し、列国と郷紳の関係を検討する。外交史料により日本の動向を整理し、日本は列国との利権獲得競争において王先謙等の有力な守旧的郷紳との関係を強化したが、譚延闓をはじめとする若い開明的郷紳が利権回収運動を起し台頭するという社会変化に対応できなかったと論じる。

第二章「学生運動と「排満」論の展開 - 「殺家韃子」伝説の再編を中心に -」は、湖南省の学生運動の特徴を検討する。湖南省の教育改革は、守旧的郷紳の合意を取って進められ、郷紳の要求に応じて中学堂が多くなるといった不均衡を生じ、学生の不満が高まり、日本留学の増加をもたらした。急進化した留日学生は、蜂起を企図して会党と連携し、故郷奪還の民間伝承を「排満」論と結びつけ再編する運動を展開したと論じ

る。

第三章「会党の拡大と末劫論の流布－哥老会と紅燈教を中心に－」は、湖南省内の地域ごとの会党の動向および末劫論の再編を考察する。湘江流域の姜守旦の洪福会は、哥老会系であり、相互扶助と末劫における個人救済を特徴とした。沅江流域の高宗怡の洪天保は、四川省の紅燈教とつながり、呪術を行い、理想世界の実現を説いた。義和団残党と融合した結果、瀏陽、醴陵の会党は、救世主の降臨と現存王朝の否定を説くに至ったと論じる。

第二部「地域社会の規範の動揺」は、清朝政府と湖南省の郷紳の「公」の争奪について、郷紳による「公議」の行使から解明する。

第四章「列国と郷紳「公議」の対立－「華洋雜居」問題を中心に－」は、外国人の居住にかかわる列国と清朝政府、湖南巡撫、郷紳の対立について考察する。「華洋雜居」問題は、清日通商行船条約で外国人と中国人の平等な立場を保証したにもかかわらず、開港後に巡撫が外国人を城外の一定の区画に居住させたことに発し、一部の中国商人による外国商人との結託、外国商標の詐称を引き起した。この問題をめぐり湖南省の郷紳は、郷紳「公議」の名の下に、清朝政府、巡撫と対峙した。この根底には同業組合が維持してきた商業慣習の破壊による地域社会の規範の動揺が存在したと論じる。

第五章「民衆の行動の論理と郷紳「公議」－1910年長沙米騒動を中心に－」は、米価安定および正当な抗議行動の容認を内容とする地域社会の規範に注目しながら、米騒動を考察し、以下の点を整理する。第一に飢民が巡撫に対して、官憲と民衆の暗黙裡の約束事の遵守を求めて行動を起こしたこと、第二に民衆が地域社会を平静な状態に戻すため巡撫を省から放逐した結果となり、民衆もそう認識していたこと、第三に一部の郷紳は、「公議」の名の下に民衆の行動を正当化したこと、である。こうした中であっても、清朝政府は法令による秩序維持を上位原則とし、郷紳「公議」を否定したと述べる。

第六章「清朝政府と郷紳の「公」の争奪－四郷紳の処罰問題を中心に－」は、米騒動を受けて、清朝政府が、私利を優先し民衆の救恤に失敗し「公」を犠牲にしたと判断し、守旧的郷紳を処罰した事態を論じる。処罰の背後にイギリスの意向を感じ取った郷紳は、これを地域社会の「公」に対する挑戦と捉えた。また開明的郷紳は省の諮議局が輿論を代表できることを根拠に清朝政府と対峙した。湖南省では、米騒動を画期に、郷紳「公議」を媒介とした民間の意向を清朝政府へ上達させる機能が失われ、民衆蜂起と末劫論が過激化すると論じる。

第三部「辛亥革命と末劫論」は、会党の利用した末劫論が辛亥革命に与えた影響を検討する。

第七章「1906年の萍瀏醴蜂起と末劫論－中秋節の謠言を中心に－」では、同盟会と会党の連携により生じた萍瀏醴蜂起がどのような末劫論に牽引されていたかを考察した。中秋節に蜂起があるとの謠言が起き、蜂起の日時は予定より早まり急展開を遂げた。この謠言の影響力に関して、中秋節における故郷奪還の民間伝承、「排滿」論、八卦教の末劫論等の複数の要素の融合という面から解明する。

第八章「湖南省の末劫論と共進会－1910年における掲帖を中心に－」は、米騒動後に域内に出現した掲帖を三種に分類した。甲種は、救世主の姜守旦、白い頭巾、黒い騎士、中秋節等、萍瀏醴蜂起の指導者姜守旦の洪福会との繋がりを示し、その流布には焦達峯の共進会が深く関与した可能性があると論じる。乙種は、龔春台の洪江会の系譜を引き、丙種は、義和団と同様の表現が現われるとする。

第九章「革命軍の蜂起と末劫論－焦達峯の暗殺の意味を中心に－」は、1911年10月22日の革命軍の蜂起前後の経緯とそれに対する末劫論の役割を考察する。革命軍が蜂起すると、省城の各街巷に漢と書かれた白い旗が多く掲げられ、焦達峯は姜守旦と同一人物であるという謠言が起きた。焦達峯は正都督就任後、末劫論の中の救世主のごとく、会党勢力を主とする蜂起参加者に官位を乱発し、開明的郷紳と新軍の将校は、危機感を感じて彼を暗殺し、譚延闓を都督に擁立した。このような湖南省の辛亥革命の政治的過程のあり方には、末劫論と関係させることによって解釈できる特徴が存在していたと論じる。

結論では、各章の概要を示す他、全体を総括する。二〇世紀初頭の湖南省では、列国の参入と清朝政府の新政により、地域社会の規範が動揺し、民衆と郷紳は「公議」により規範を回復しようとしたが、清朝政府の中央集権的な政策および郷紳の分裂によって「公議」が有効性を失う中で、末劫論を利用した勢力が革命を実現した。そのため、革命の指導者の政策が末劫論の内容に拘束される結果となった。湖南省の辛亥革命の基底には、「公議」と末劫論という二種類の政治的言論を作り出し、力を行行使することを企図した社会的勢力の潮流が存在し、政治的過程に具体的な形を与えていたと結論する。

審査の結果の要旨

本論文は、二〇世紀初頭の湖南省政治史について、1904年の「華洋雜居」問題、1906年の萍瀏醴蜂起、1910年の長沙米騒動、1911年の革命軍蜂起を取りあげ、これらの政治的事件に対して、地域社会の慣行となっていた生存権・平等権の回復を要求する郷紳「公議」、および理想世界の到来と救世主による救済を急進的な形で提示する末劫論が決定的な作用をおよぼしていたことを解明した論文である。著者の視座は、従来の辛亥革命史が革命党中心史観から距離のある事象を捨象してきた点に批判的である。本論文は、従来の史観を超えて、守旧的郷紳のあり方、複数の会党の活動、民間伝承の政治的再編の動向等を含めて論じることに成功している。

萍瀏醴蜂起において中国同盟会とは別の路線を選択した姜守旦の洪福会とその勢力を組み込んだ焦達峯の共進会については、従来の研究では十分に検討されてこなかった。しかし著者によって中国、日本、イギリスの史料に基づき彼等が掲帖を使い末劫論を流布させながら革命軍の蜂起を実現させていく過程が解明され、その政治史における位置づけがなされており、この成果は高く評価できる。

ただし問題点がないわけではない。「公議」を提起した湖南省の郷紳権力に関しては、湘軍の実績の影響、釐金徴収に基づく地方政治の運営、書院制度の発達といった地域の文脈からの解明が必要であった。また地域社会の規範および民衆の概念が、行論において総括される際に、やや均質で抽象的な内容にとどまる場合が見られた。この克服のためには民衆史解明に資するより多くの史料の発掘が期待される。これらの点が存在しているとしても、本論文は「公議」と末劫論を通して二〇世紀初頭の湖南省政治史の実態を解明した論文として、その成果は学界に大きく貢献するものと考えられる。

平成24年5月24日、人文社会科学研究科学学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。なお、学力の確認は、著者が「人文社会科学研究科論文審査等実施細則」第10条(2)に該当することから免除し、審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

よって著者は、博士(文学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。